平成３０年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市中野209番地
債務者　政次　　弘
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第２９号
鳥取県米子市新開３丁目３番40号　Ａ－３号
債務者　森田　　真
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１２７号
広島市安佐南区西原８丁目21番５号
債務者　山北万里子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１号
愛媛県松山市北久米町1038番地１　北久米松浦借家10
債務者　烏谷　真吾
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０２号
愛媛県松山市来住町623番地２
債務者　河本　康孝
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４５号
大分県別府市原町４番３号　今金コーポ203号
債務者　三谷えい子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１７号
宮崎市希望ケ丘３丁目44番11号
債務者　谷口　裕二
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１８号
宮崎市希望ケ丘３丁目44番11号
債務者　谷口ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２３号
宮崎市江平東１丁目２番６号　ワタヤマンション301号
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５６号
宮崎県都城市宮丸町６街区９号　丸久第10ビル303号
債務者　森　　幸夫
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目１番１号　オークビラ宇宿108号
債務者　中村　喜彦
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地（５－406号）
債務者　林　　功
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第１５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町篠川576－20、住民票上の住所東京都江戸川区小松川２丁目１番１－407号
債務者　岩村美由紀
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第５２号
鹿児島県姶良市平松7461番地35
債務者　西福元浩二
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
北海道小樽市長橋２丁目11番18号　コーポ渡部７号室
債務者　小西　義嗣
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第４６号
宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前41番地９町営住宅Ａ－２号棟102号
債務者　水戸　綾子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部